

防府市告示第四十七号の三

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月二十一日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十一日

防府市長  
池田 豊

整理番号	路線名	区間	供用開始の日
一〇一〇四六	東勝間一号線	勝間二丁目五〇四番地先まで 勝間二丁目五五一番地先から	令和三年四月二十一日
一〇一〇〇三	車塚勝間一号線	鋳物師町一三一六番地先まで 鋳物師町一三一六番地先から	令和三年四月二十一日
〇六一〇九七	中泉町四号線	中泉町二三八六番一、二地先から 中泉町二三八二番六地先まで	令和三年四月二十一日
〇四一三三六	西仁井令七号線	西仁井令二丁目一三六八番一、七地先から 西仁井令二丁目一三五一番七地先まで	令和三年四月二十一日
〇四一〇六五	仁井令地神堂線	大字仁井令字西中みとろ一〇三六番地先から 大字伊佐江字上松ケ久保二〇六番六地先まで	令和三年四月二十一日
〇二一八五	芝生五号線	大字下右田字馬屋田四一二番一、二地先から 大字下右田字金古曾四二三番一、二地先から	令和三年四月二十一日
〇二一一一七	沖高井側道南線	大字高井字かみや一〇七番八地先から 大字高井字かみや一〇七番一、二地先まで	令和三年四月二十一日